

21 甘味資源作物生産支援対策

【平成31年度予算概算要求額 13,347 (10,186) 百万円】

<対策のポイント>

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきびの自然災害からの回復に向けた取組及び甘味資源作物の生産性向上や働き方改革に対応した分みつ糖工場の労働効率を高める取組を支援します。

<政策目標>

- てん菜の生産量を増加（368万トン〔平成37年度まで〕）
- さとうきびの生産量を増加（153万トン〔平成37年度まで〕）
- 国内産糖の安定的な供給（80万トン〔平成37年度まで〕）
- かんしょの生産量を増加（94万トン〔平成37年度まで〕）

<事業の内容>

1. 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 10,657(9,481)百万円

- 国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差を調整するため、（独）農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する**甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構へ交付**するとともに、生産者交付金の代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行います。

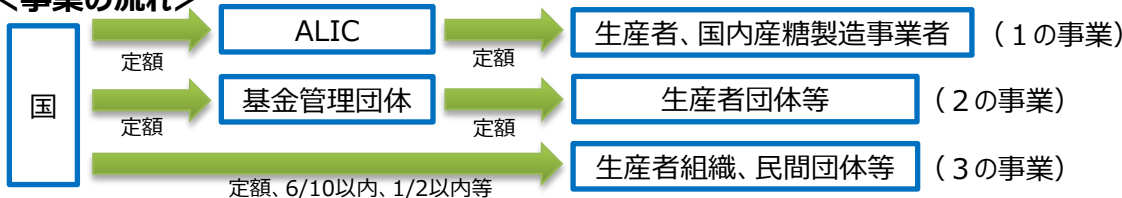
2. 甘味資源作物安定生産体制確立事業 705 (705)百万円

- 「さとうきび増産基金」により、台風、干ばつ、病虫害発生等の自然災害からの回復に向けた取組を支援します。

3. 甘味資源作物・砂糖製造業生産性向上支援事業 1,985 (－) 百万円

- さとうきびやかんしょの生産性向上を図るため、農業機械導入や自然災害に強い品種への転換等の取組を支援するとともに、分みつ糖工場の労働効率を高める取組を支援します。
 - ① さとうきび生産性向上支援事業
 - ② かんしょ産地確立支援事業
 - ③ 分みつ糖工場の「働き方改革」・人材不足解消等対策支援事業
 - ④ 分みつ糖工場の「働き方改革」・人材不足解消等施設整備事業

<事業の流れ>



<事業イメージ>

さとうきび増産基金

- 生産者対策
（自然災害被害対策）

自然災害	主な対策
干ばつ	・かん水
台風	・除塩（散水） ・苗の補植、改植
病虫害	・病虫害防除
糖度減少	・土づくり ・株更新
その他の災害	（災害の内容に応じた対策） ・株出管理作業 ・苗の確保 等

- 工場対策
（自然災害影響緩和対策）

甘味資源作物・砂糖製造業
生産性向上支援事業

○さとうきび

さとうきび産地において、土づくりの推進や自然災害に強い品種への転換等島ごとの実情に応じた生産性向上の取組や農業機械等リース導入を支援。

<取組例>



堆肥の散布

○かんしょ

かんしょ産地において、生産性向上のために必要となる農業機械のリース導入を支援。

<取組例>



かんしょ移植機

○分みつ糖工場

働き方改革を踏まえ、労働力不足の改善や省力化に向けた人員配置の検討及び施設整備など労働効率を高める取組を支援。

<取組例>



労働力の効率化

【お問い合わせ先】 政策統括官付地域作物課 (03-3501-3814)

<対策のポイント>
ばれいしょ・てん菜等について、畑作営農の大規模化に対応するため、**省力作業体系の導入や生産性向上技術の導入、労働負担の小さい作物への転換、種ばれいしょの生産性向上等を支援**します。

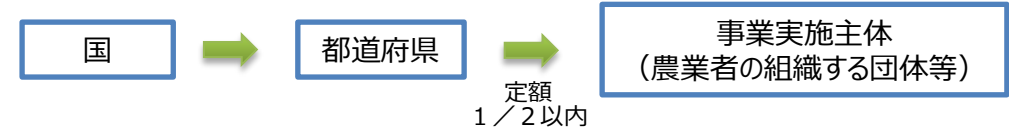
- <政策目標>**
- 需要のあるばれいしょ用途への10%以上の転換[平成35年度まで]
 - ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の作付割合を50%以上[平成35年度まで]
 - ばれいしょ、てん菜に係る労働時間の10%以上の削減[平成35年度まで]

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

- 1. 省力化等の推進**
- ばれいしょ・てん菜等の省力化、輪作年限の延長（豆類の導入）や労働負担の小さい作物への転換、土壌・土層改良に必要な作業機械の導入等を支援します。
 - ばれいしょ・てん菜の適期作業の推進のための基幹作業の作業受託組織への外部化を支援します。
- 2. 新技術の導入**
- 湿害対策、病害虫抵抗性品種の導入、産地技術講習会等の開催を支援します。
- 3. 労働負担の小さい作物等への転換促進**
- 労働負担の小さい作物への転換や輪作年限の延長のための新規作物の導入を支援します。
- 4. 種ばれいしょの生産力の向上**
- 種ばれいしょ産地の育成、種ばれいしょ品質向上技術の導入を支援します。
- 5. ばれいしょ新品種の早期普及**
- 生産現場レベルでの大規模実証を支援します。

<事業の流れ>



畑作産地の課題

大規模畑作地帯では、3～4品目による輪作が営まれているが、離農等により担い手の規模拡大が進む中、労働負担が大きいばれいしょやてん菜の作業が競合し、輪作の乱れが顕在化。さらには、病害リスクの拡大や加工用ばれいしょの需要増加、近年の多雨傾向から湿害による減収への対応が喫緊の課題。

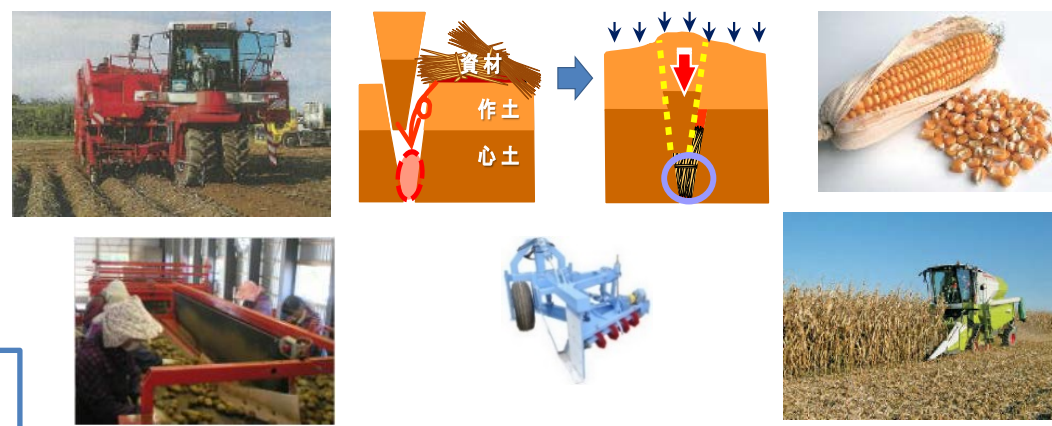
畑作産地における生産性向上等を図る以下の取組などを支援

- 1. 省力化等の推進**

 - ・ ばれいしょのソイルコンディショニング栽培体系や粗選別機の導入
 - ・ 作業受託組織への外部化
- 2. 新技術の導入**

 - ・ 新たな営農排水技術の導入（例：カットソーラーによる有材心土破碎技術）
- 3. 労働負担の小さい作物等への転換促進**

 - （例：子実用トウモロコシ）



【お問い合わせ先】 政策統括官付地域作物課（03-6744-2115）

＜対策のポイント＞
畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

＜政策目標＞
○生乳の生産量（745万トン〔平成25年度〕→750万トン〔平成37年度まで〕）
○牛肉の生産量（ 51万トン〔平成25年度〕→ 52万トン〔平成37年度まで〕）等

＜事業の全体像＞

○ 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。

酪農経営対策

加工原料乳生産者補給金等 所要額 36,292（36,292）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構（ALIC）を通じて対象事業者にに対し、補給金等を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、対象事業者

加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）の取引価格が補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、対象事業者

肉用牛繁殖・肥育経営対策

肉用子牛生産者補給金 所要額 19,944（19,944）百万円
肉用牛繁殖経営支援事業 所要額 17,584（17,584）百万円

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3／4を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン） 所要額 86,942（97,726）百万円

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。（一部の県において地域算定を実施します。）

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、民間団体、肥育牛生産者

養豚経営対策

養豚経営安定対策事業（豚マルキン） 所要額 9,966（9,966）百万円

四半期毎に粗収益と生産コストを算定（注）し、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。
（注）四半期終了時に計算（前の四半期に発動がなかった場合は通算）

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、肉豚生産者

採卵養鶏経営対策

鶏卵生産者経営安定対策事業 4,862（4,862）百万円

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

事業実施主体 民間団体等

※「総合的なT P P等関連政策大綱」に基づく農林水産分野における対策に係る経費については、協定発効に向けた関係国における国内手続の動向も踏まえつつ、予算編成過程で検討。

<対策のポイント>

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

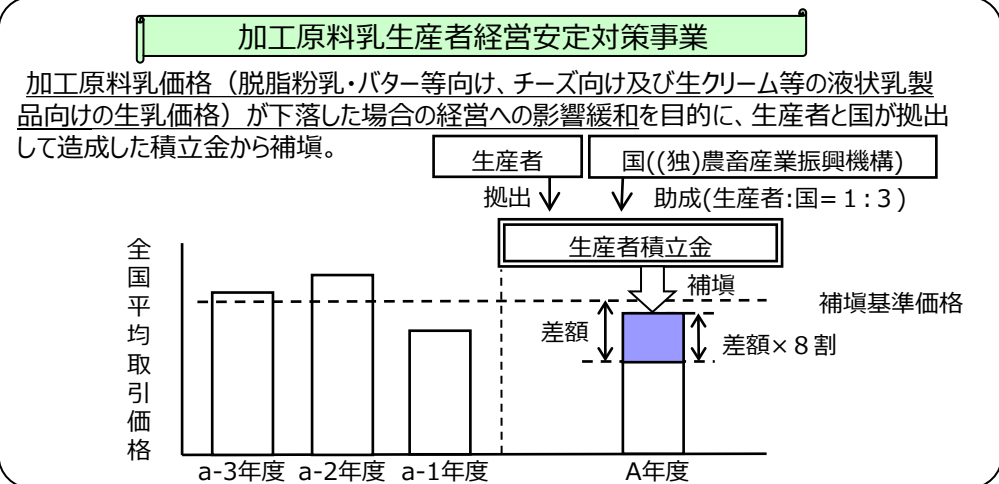
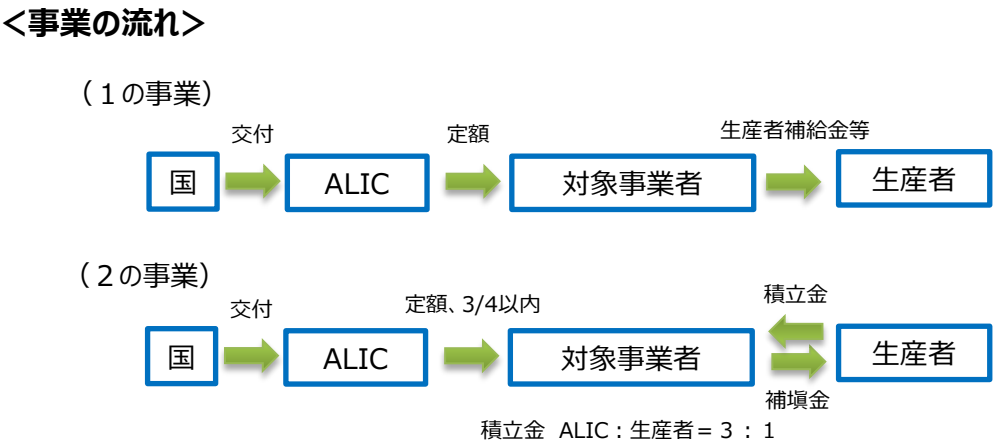
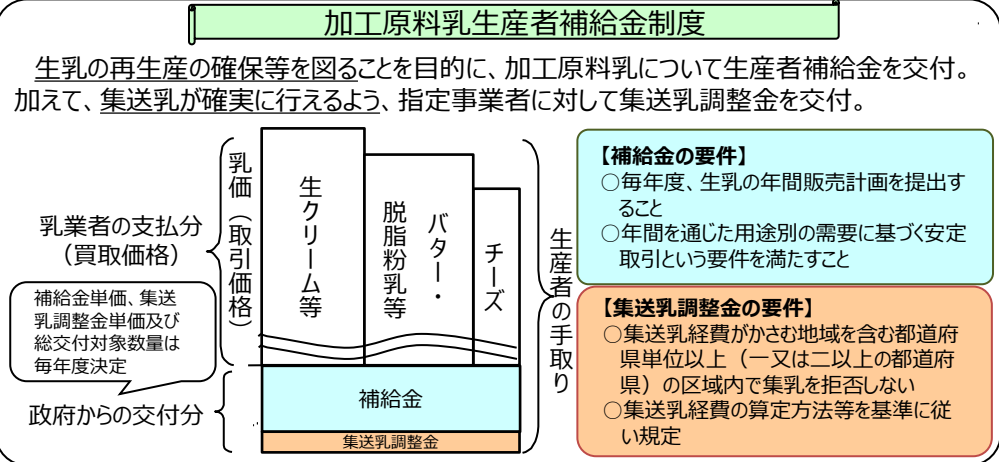
<政策目標>

生乳の生産量（745万トン〔平成25年度〕→750万トン〔平成37年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付
- 加工原料乳生産者補給金等（所要額） 36,292（36,292）百万円
- 畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付します。
2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続
- 加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施します。



23-2 畜産・酪農の経営安定対策のうち

肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策【平成31年度予算概算要求額（所要額）124,470（135,254）百万円】

<対策のポイント>

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

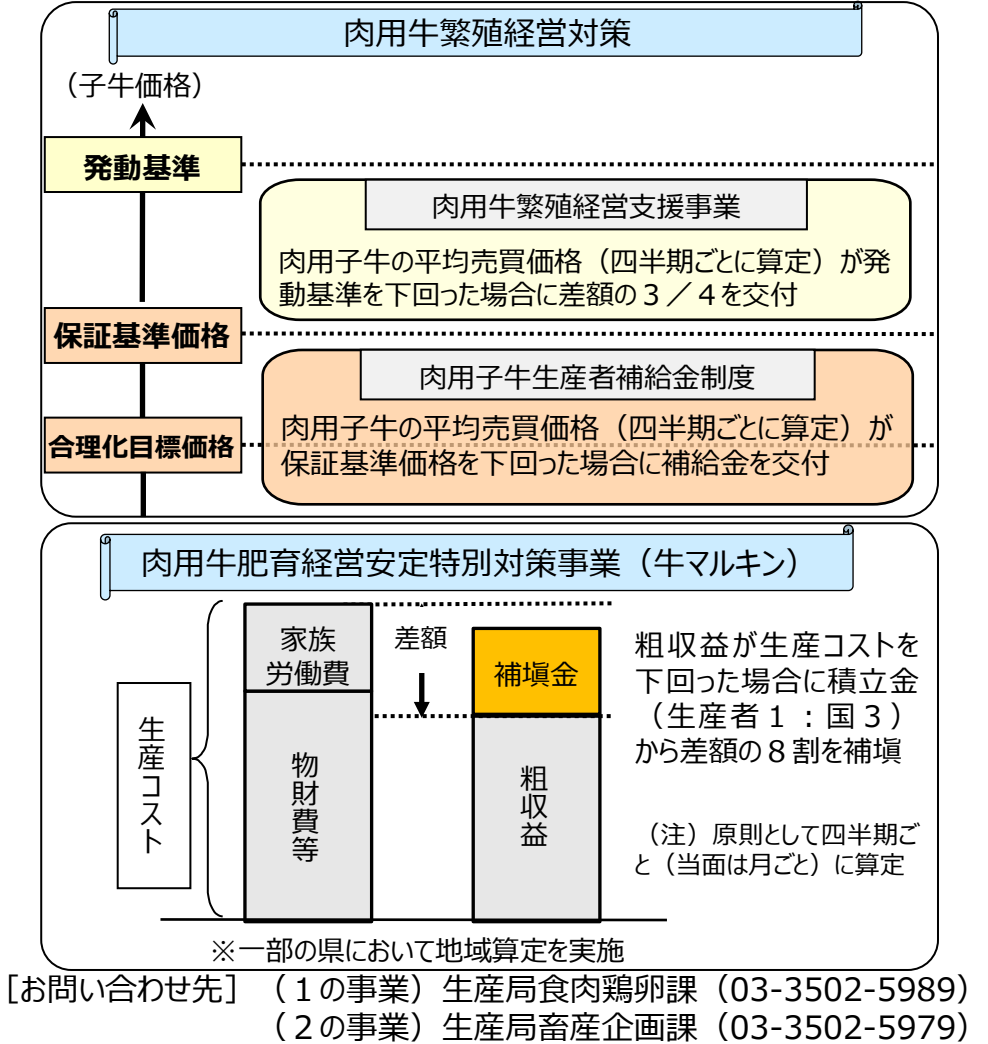
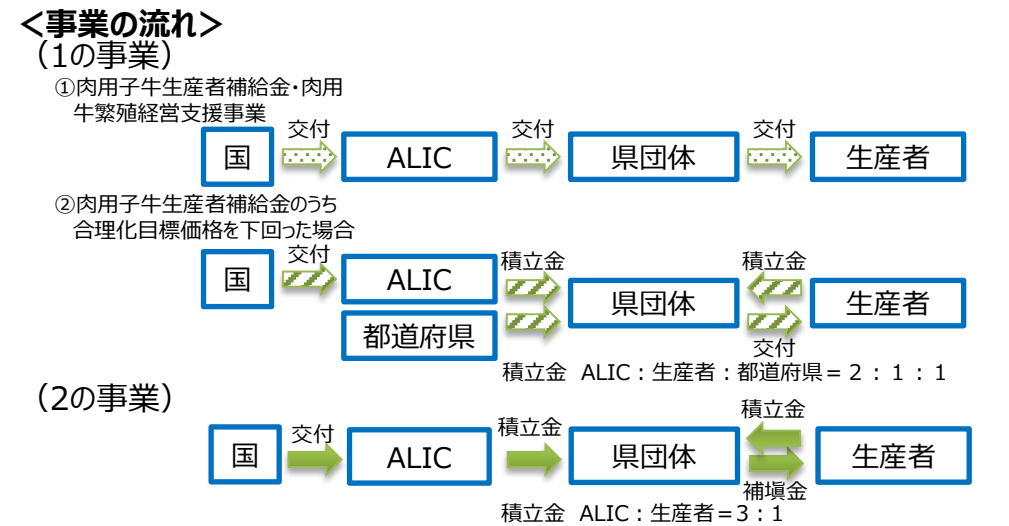
<政策目標>

牛肉の生産量（51万トン〔平成25年度〕→52万トン〔平成37年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援
- 肉用子牛生産者補給金（所要額）19,944（19,944）百万円
- 肉用牛繁殖経営支援事業（所要額）17,584（17,584）百万円
- 肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3／4を交付します。
2. 肉用肥育経営安定のための支援
- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）（所要額）86,942（97,726）百万円
- 粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。（一部の県において地域算定を実施します。）



<対策のポイント>

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<政策目標>

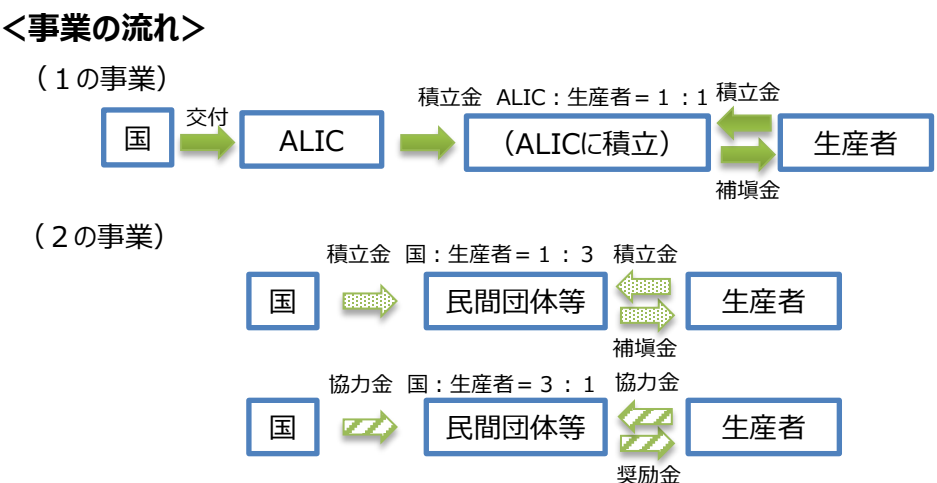
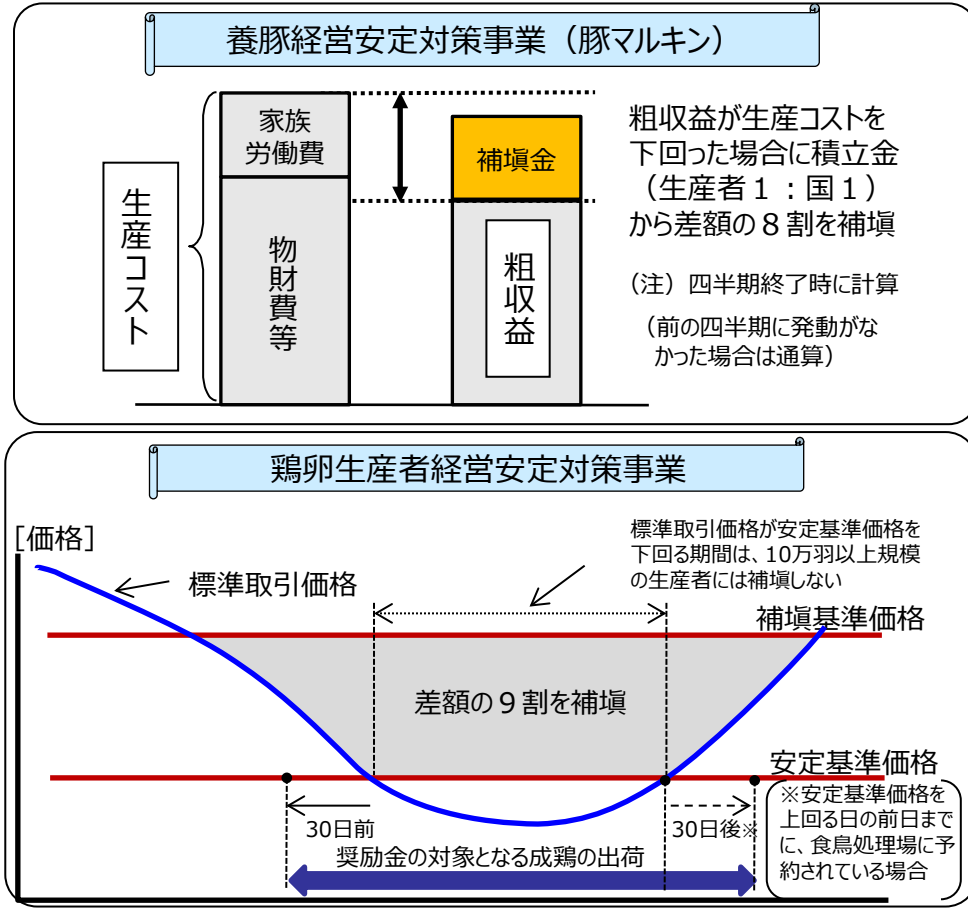
○豚肉の生産量（131万トン〔平成25年度〕→131万トン〔平成37年度まで〕）

○鶏卵の生産量（252万トン〔平成25年度〕→241万トン〔平成37年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 養豚経営安定のための支援
- 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）（所要額）9,966（9,966）百万円
- 粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。
2. 採卵養鶏経営安定のための支援
- 鶏卵生産者経営安定対策事業 4,862（4,862）百万円
- 鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。



[お問い合わせ先]

(1の事業) 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

(2の事業) 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

24 畜産生産力・生産体制強化対策事業

【平成31年度予算概算要求額 1,601 (1,496) 百万円】

＜対策のポイント＞
肉用牛・乳用牛・豚の改良や飼料作物の優良品種の利用を推進するとともに、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産、国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大のための体制整備により、畜産の生産力及び生産体制の強化を図ります。

＜政策目標＞ [※平成25年度→平成37年度まで]
○生乳生産量：745万トン→750万トン ○牛肉生産量：51万トン→52万トン ○豚生産量：131万トン→131万トン ○飼料自給率：26%→40%

＜事業の内容＞

1. 家畜能力等向上強化推進

○ 遺伝子解析情報等を活用した新たな評価手法による生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

2. 繁殖肥育一貫経営等育成支援

○ 肉用牛生産の構造改革を進め繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛肥育経営の一貫化や地域内一貫生産を推進する取組を支援します。

3. 草地生産性向上対策

○ 不安定な気象に対応したリスク分散等により安定的に高収量を確保するため、草地改良や飼料作物の優良品種利用の取組を支援します。

4. 飼料生産利用体系高効率化対策

○ ICT等の活用により、飼料生産組織等の作業の効率化や草地基盤に立脚した生産性の高い酪農・肉用牛生産の取組を支援します。

5. 国産飼料資源生産利用拡大対策

○ 放牧、国産濃厚飼料、未利用資源を利用する取組を支援するとともに、有機畜産物生産の普及の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

国

民間団体等
民間団体等

生産者
集団等

定額、1/2以内
定額
定額、1/2以内
定額、1/2以内

(1、3、5の事業)
(2、4の事業)
(3～5の事業)

＜事業イメージ＞

1. 遺伝子解析技術を活用した選抜イメージ

優秀な牛
普通の子牛
能力不明の子牛

優秀な牛と同じなので、この子牛は「優秀」と予測

2. 肥育経営からの経営内一貫化

【交雑種♀】
【黒毛和種子牛】

受精卵移植
受卵牛としての交雑種雌牛の導入を支援

大規模肥育経営が繁殖部門を開始するため、価格の高い黒毛和種雌牛の代替として交雑種を活用

3. 気象リスク分散による安定的な収量確保

転換後の収穫期イメージ

6月 OG: 1番草
7月 TY: 1番草
8月 OG: 2番草
9月 TY: 2番草
10月 OG: 3番草

(注) OG：オーチャード、TY：チモシー

複数草種の導入等により収穫適期を拡大し、天候不順による影響を緩和する取組を支援

4. ICT等の活用による作業の効率化

自動操舵システムによる収穫作業の効率化等を支援

5. 放牧、国産濃厚飼料、未利用資源の利用

未利用地における放牧
国産濃厚飼料の活用
農場残さ等未利用資源の活用

飼料資源として活用するための体制構築・実証の取組を支援

【お問い合わせ先】 (1, 2の事業) 生産局畜産振興課 (03-6744-2587)
(3～5の事業) 生産局飼料課 (03-6744-7192)

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進します。

<政策目標>

- 飼料自給率の向上（26%〔平成25年度〕→ 40%〔平成37年度まで〕）
- 飼料作付面積の拡大（89万ha〔平成25年度〕→ 108万ha〔平成37年度まで〕）

<事業の内容>

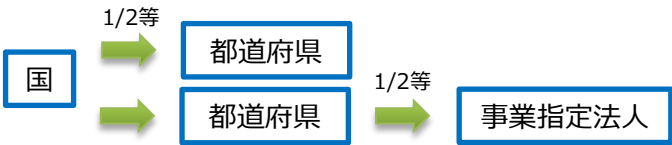
1. 大型機械化体系に対応した草地整備

- 大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、草地の整備、排水不良の改善等の整備を推進します。
【主な工種】草地の区画整理、暗渠排水 等

2. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

- 効率的な飼料生産基盤を形成するため、土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を実施します。
【主な工種】整地、暗渠排水、排水施設 等

<事業の流れ>



※ 事業実施主体が国の場合は、国費率 3 / 4

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1の事業）生産局飼料課（03-6744-2399）
（2の事業）農村振興局防災課（03-3502-6430）

<対策のポイント>

「農業競争力強化プログラム」及び「農業競争力強化支援法」に基づき、農業資材の価格引下げや農産物流通・加工の合理化に向けて、**国内外における農業資材の価格や農畜産物の流通実態等を調査**します。

<政策目標>

農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法の着実な実行による「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」等の実現

<事業の内容>

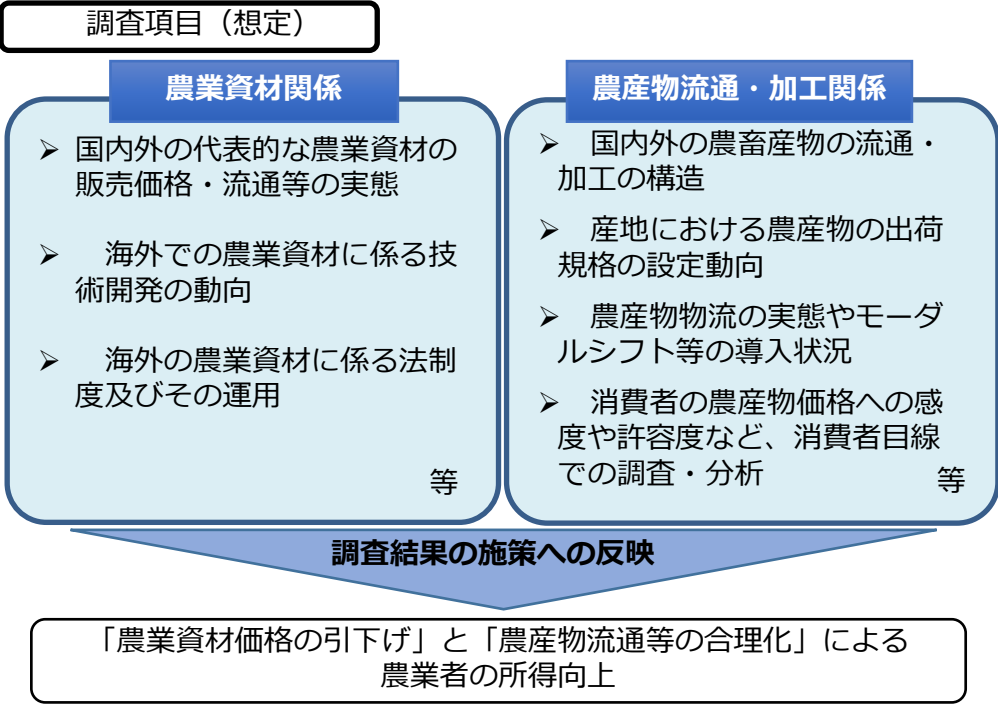
○ 農業競争力強化プログラムに位置付けられた施策や農業競争力強化支援法に基づく施策について、その実施状況や効果を把握するとともに、**施策の推進上の新たな課題の抽出や施策の強化を行うための調査を実施し、その結果を公表**します。

<事業の流れ>



※ 結果については、速やかに公表、周知を行う。

<事業イメージ>



＜対策のポイント＞

食品の流通構造の合理化を図るため、パレットの導入等による物流の効率化等を支援するとともに、海外需要に合った輸出拠点の創出等を支援します。

＜政策目標＞

- 6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円〔平成28年度〕→10兆円〔平成32年度まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→1兆円〔平成31年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 物流業務効率化モデル形成

- 生産者や流通業者等による次の取組を支援します。
 - ① 一貫パレチゼーションや通い容器などの利用回収、IoTを活用したパレットと商品情報を結び付けた管理の取組
 - ② 船舶輸送体制の構築や簡素化した出荷規格による流通形態の確立等の新たな流通技術・方式等の実証を行う取組
 - ③ 花きの流通システムの転換に向けた社会実験を行う取組

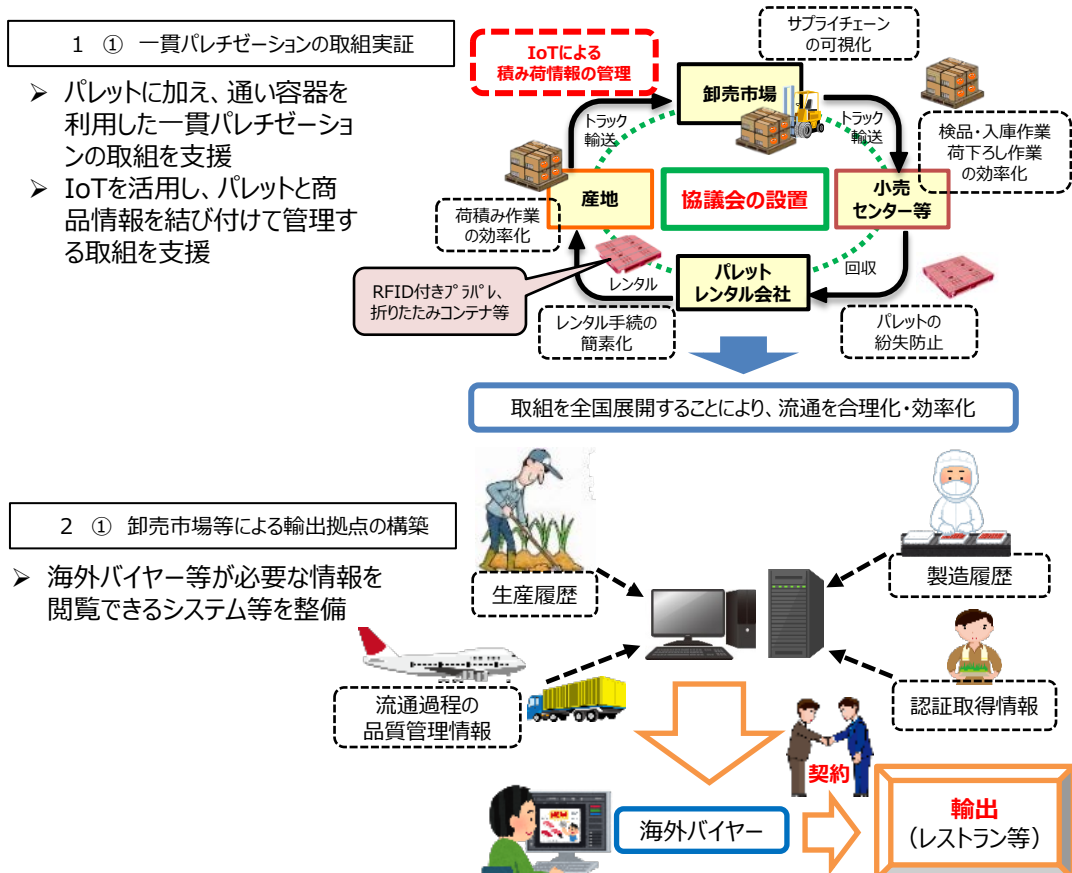
2. 輸出拠点・流通新技術導入モデル形成

- 流通業者等による次のモデルの形成を支援します。
 - ① 生産履歴・品質管理等の情報を海外バイヤーが閲覧できるシステム等を整備した輸出拠点モデル
 - ② 効率的な商品管理等のため、受発注・物流情報を共有できるシステム等を整備する新流通モデル

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】（1 ①、2 の事業）食料産業局食品流通課（03-3502-5741）
（1 ②、③の事業）生産局園芸作物課（03-3502-5958）

28 農業生産関連事業の事業再編・事業参入、【平成31年度農林漁業成長産業化支援機構出融資枠 125億円の内数】 流通構造改革の支援 【平成31年度日本政策金融公庫融資枠 7,270億円の内数】

<対策のポイント>

(株) 農林漁業成長産業化支援機構、(株) 日本政策金融公庫を通じ、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画等の認定を受けた農業生産関連事業者や食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けた食品等流通事業者を出融資により支援します。

<政策目標>

- 農業生産関連事業者の事業再編等による良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化
- 飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合の減少（11.63% [平成28年度] → 11.00% [平成36年度まで]）

<事業の内容>

1. 農業生産関連事業の事業再編・事業参入の支援

A-FIVEによる出融資枠125億円の内数／公庫による融資枠7,270億円の内数

- 農業生産関連事業者が取り組む生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革に必要な資金について、(株) 農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じた出資等や(株) 日本政策金融公庫を通じた長期低利融資による支援を行います。

「事業再編」の対象事業

- ① 肥料、農薬の製造事業
- ② 配合飼料の製造事業
- ③ 飲食料品の卸売事業（米卸売業など）
- ④ 飲食料品の小売事業（食品スーパーなど）
- ⑤ 飲食料品の製造事業（製粉、乳業など）

「事業参入」の対象事業

- ・ 農業用機械製造事業（部品製造含む）
- ・ 種苗生産卸売事業

2. 流通構造改革の支援

A-FIVEによる出融資枠125億円の内数／公庫による融資枠7,270億円の内数

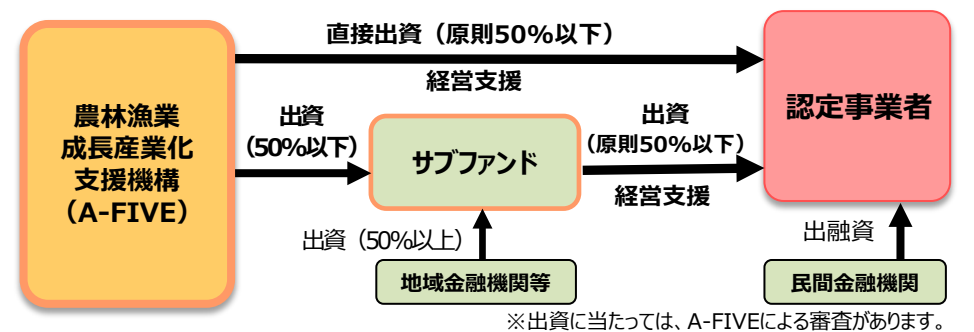
- 食品等流通事業者が取り組む食品等の流通の合理化を図る取組に必要な資金について、(株) 農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じた出資等や(株) 日本政策金融公庫を通じた長期低利融資による支援を行います。

「流通構造改革」の対象事業

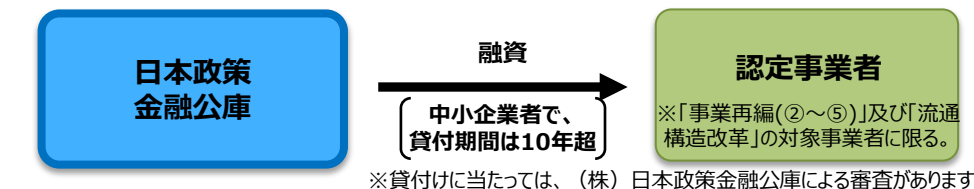
- ・ 食品等の流通に関する事業

<事業イメージ>

(株) 農林漁業成長産業化支援機構による出資



(株) 日本政策金融公庫による融資



【お問い合わせ先】

(A-FIVE)

(公庫) (1の事業)

(2の事業)

食料産業局産業連携課 (03-6744-2076)

食料産業局企画課 (03-3502-5742)

食料産業局食品流通課 (03-3502-7659)

29 農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業

【平成31年度予算概算要求額 254（282）百万円】

<対策のポイント>
農業界と経済界が連携して行う生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、日本農業全体への普及を図ります。

<政策目標>
担い手の生産性向上や競争力強化に資する新たな技術やサービスの農業分野への導入

<事業の内容>

○ 農業法人と企業等が共同で取り組む実証事業（3年以内）であって、得られた成果を他の農業者等に広く普及するものに対して、費用（資材費、人件費、機械・施設の導入、簡易な基盤整備等に係る費用等）の一部を補助します。

<事業のイメージ>

《事業のスキーム》

連携体制の構築 → 連携プロジェクトの実施（3年以内） → 成果の普及（商品化・サービス化による農業現場への普及）

《連携プロジェクトへの支援イメージ》

【1年目】

機械・施設等整備費
技術者等の人件費等
農業生産に係る費用（人件費・資材費等）等

補助対象経費

費用

補助（1/2）

上限 3,000 万円

【2・3年目】

技術者等の人件費等
農業生産に係る費用（人件費・資材費等）

補助対象経費

費用

補助（1/2）

上限 1,500 万円

<事業の流れ>

国 → 民間団体等（公募）^{1/2} → 連携プロジェクト実施主体

《連携プロジェクトの概要等》

① 農業者・農業法人と企業等が共同で作成する事業計画に沿って、既に経済界で確立（実用化）されている技術、ノウハウ等の実証事業を実施（3年以内）

② 初年度は、実証事業の実施に係る費用（資材費、人件費、機械・施設の導入、簡易な基盤整備等に係る費用等）の1/2を補助

③ 補助の上限は、初年度3,000万円、2・3年目はそれぞれ1,500万円

④ 実証事業の実施により得られた成果は、商品等の形で他の農業者にも広く普及することが要件

＜対策のポイント＞

農業の成長産業化を実現するためには、近年、技術発展の著しいロボット・A I・I o T等の先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務です。このため、先端技術を生産から出荷まで体系的に組み立て、一貫した形で実証研究を行い、データの分析・解析を通じ、最適な技術体系を確立する取組を支援します。

＜政策目標＞

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践 [平成37年まで]

＜事業の内容＞

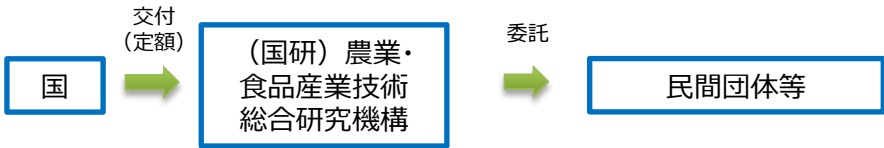
1. スマート実証農場等の整備・実証

- 実用化・量産化の手前にあるロボット・A I・I o T等の要素技術を、大規模水田、超低コスト輸出用米、露地野菜等の営農類型ごとに生産から出荷まで体系的に組み立てた「スマート実証農場」を整備しデータ収集等を行います。スマート実証農場は、先進的な技術体系を農業者等が見られる・試せる・体験できる場として提供します。

2. データ分析・解析を通じた技術の最適化

- 農研機構が、スマート実証農場における実証計画やデータ収集等への助言・指導を行うほか、収集したデータを基に技術面・経営面から分析・解析を行います。分析・解析結果を踏まえ、スマート実証農場における最適な技術体系の検討を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

農林水産業・食品産業の競争力強化に向けて、**農林漁業者等のニーズを踏まえ目標を明確にした技術開発を推進**します。

<政策目標>

○現場ニーズを踏まえた技術を開発し、開発した技術を農林漁業者・食品事業者が実践 [平成35年度まで]

○中長期的な視点で取り組む技術開発を推進することにより農林水産業の生産性向上・収益力向上・コスト削減等を実現 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 現場ニーズ対応型研究（農業現場緊急課題対応プロジェクト等）

○ 農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標の下、農林漁業者、大学、研究機関、民間企業がチームを組んで行う、**農林漁業者等への実装までを視野に入れた技術開発**を推進します。

2. 基礎的・先導的研究

○ 国が中長期的な視点で取り組む**イノベーションの創出に向けた技術開発**を推進します。

3. 食品産業技術課題解決プロジェクト

○ 食品産業の競争力強化に向けて、**食品産業が共通して持つ、労働生産性の向上といった課題を解決する技術開発**を推進します。

<事業の流れ>

国

委託

民間団体等

<事業イメージ>

現場ニーズ対応型研究

<事業の流れ>

① 現場で困っている技術的課題を把握

② 明確な開発目標を定めた研究課題を設定

③ 農林漁業者、企業、研究機関等がチームを組んだ技術開発を実施

<新規研究課題例>

○ 適切な除草剤施用と初期生育に優れる品種の組み合わせで**雑草イネにも効果の高い防除技術**を開発

○ **短期間で大苗育成できる生育促進技術**の開発や**挿し木増殖が困難な樹種における挿し木増殖法**等を開発

基礎的・先導的研究

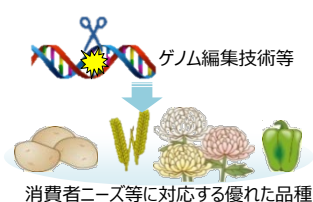
<事業の流れ>

① 国が中長期的な視点で取り組むべき研究課題について、専門家等の意見を踏まえ策定

② 農林水産物等の生産などに**変革をもたらす技術開発**を実施

<新規研究課題>

○ 育種が難しい栄養繁殖性等の作物で**ゲノム編集等**を活用し、**生産者の収益向上や豊かな生活に貢献する品種**を開発



ゲノム編集技術等
消費者ニーズ等に対応する優れた品種

食品産業技術課題解決プロジェクト

<事業の流れ>

① 食品産業に共通する技術的課題を把握

② 他産業の技術シーズを取り込み、大幅に労働生産性を向上させる技術開発を実施

<新規研究課題>

○ **非破壊検査法**等を開発し、食品の加工前工程等の大幅な省人化、省力化

○ **食品製造プラントの予兆診断技術**を開発し、高精度な予防的保全を行うことで、設備点検等に係るコストを削減



32 「知」の集積と活用の中によるイノベーションの創出

【平成31年度予算概算要求額 5,020（4,390）百万円】

- <対策のポイント>
- 農林水産・食品分野におけるイノベーションを創出するため、様々な分野の多様な知識・技術等を結集した研究開発を重点的に推進する提案公募型研究を実施します。
- <政策目標>
- 開発研究ステージにおける実施課題の80%以上において、商品化・事業化が有望な研究成果を創出

○基礎研究ステージ及び応用研究ステージにおける実施課題の70%以上において、革新的な技術成果や実用化につながる技術成果を創出

<事業の内容>

1. イノベーション創出強化研究推進事業（提案公募型研究事業）

○農林水産業・食品産業の競争力強化に向けた革新的な技術・商品・サービスを生み出す研究開発を支援します。『「知」の集積と活用の中』からの提案など、異分野のアイデア・技術等を農林水産分野に導入する研究を重点的に支援します。

2. 「知」の集積による産学連携推進事業

○「知」の集積と活用の中産学官連携協議会の運営や、研究開発プラットフォームを統括するプロデューサーの活動、生産者と研究機関が技術交流するための研究成果の展示会の開催等、イノベーションの創出に向けた取組を支援します。

<事業の流れ>

国

交付（定額）

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構

委託

民間団体等

（1の事業）

国

委託

民間団体等

（2の事業）

<事業イメージ>

「知」の集積と活用の中

（農林水産・食品分野に様々な分野のアイデア・技術等を導入した）
産学官連携研究を促進するオープンイノベーションの中

プロデューサーを中心とし、新産業創出のための研究戦略等を策定する
研究開発プラットフォーム

商品化・事業化につながる革新的な研究開発を行う
研究コンソーシアム

プロデューサー

民間企業 生産者 大学・研究機関

多様な会員が集まり交流する産学官連携協議会

複数の関連する研究開発プラットフォームの連携を促進するための各種活動を支援

協議会会員や研究開発プラットフォームの交流促進のため、セミナー・ワークショップ等を開催

【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究推進課（03-3502-5530）

＜対策のポイント＞

ロボット、A I（人工知能）、I o T等の先端技術の活用実証や、その技術の橋渡し役となるシステムインテグレーター（S I e r）との接点づくりの促進を図ることにより、食品産業におけるイノベーションを創出し、食品製造業から外食・中食産業に至る食品産業全体の生産性向上を推進します。

＜政策目標＞

食品製造業の労働生産性の伸び率の向上（年3.0%〔平成33年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. モデル実証の支援

- ① 革新的技術活用実証事業
 - 生産コスト低減、経営管理能力向上のためのロボット、A I、I o T等の活用等による生産効率向上など、革新的な技術の活用実証を支援します。
- ② 業種別業務最適化実証事業
 - 専門家の工場診断や改善指導による生産性向上などを通して、業務の最適化や人材育成を図る取組を支援します。

2. 研修会等の開催

- 食品事業者の生産性向上に対する意識改革やS I e rとの接点づくりの促進を目的とした研修会等の開催や業界内で横展開する取組を支援します。

3. 先進・優良事例等の調査

- ロボット、A I、I o T等の新たな技術の活用等により生産性向上を図る取組などの先進・優良事例調査等を支援します。

＜事業イメージ＞

1. モデル実証の支援

- ① 革新的技術活用実証事業
ロボット、A I、I o T等の活用等による革新的な技術の活用実証
- ② 業種別業務最適化実証事業
専門家の工場診断や改善指導による業務の最適化、人材育成



2. 研修会等の開催

食品事業者の生産性向上に対する意識改革等を目的とした研修会等の開催、業界内での横展開

3. 先進・優良事例等の調査

生産性向上の先進・優良事例調査等

＜事業の流れ＞

定額、1/2



食品産業のイノベーション推進・生産性向上

＜対策のポイント＞

開発技術の迅速な普及・定着や担い手の経営発展のため、高度な技術や知識を持つ普及指導員が、農業者に直接接して技術・経営支援や農政課題の解決、担い手ニーズに即した技術開発ニーズの掘り起こし等に取り組みます。

＜政策目標＞

効果的・効率的な普及事業の推進を通じた技術支援

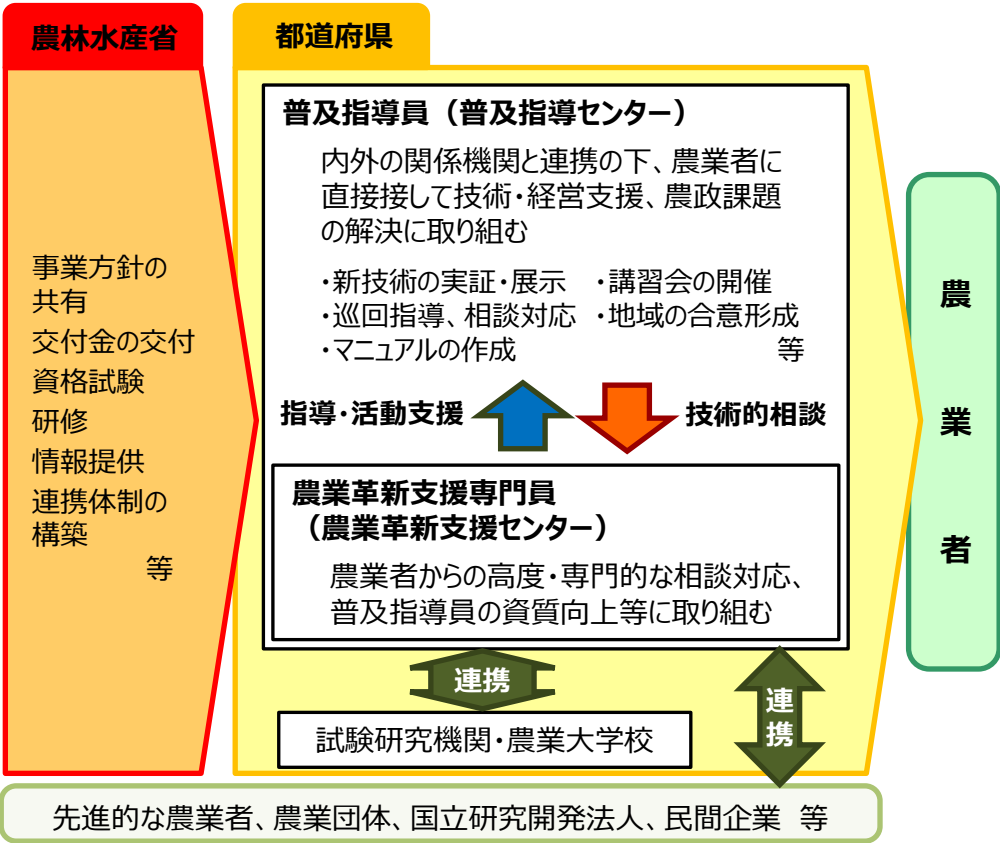
＜事業の内容＞

- 農業改良助長法に基づき、都道府県において高度な技術及び知識を有する普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接して農業に関する技術及び経営の指導等を実施すること等に必要な経費に対し交付金を交付します。
- 具体的には、普及指導員による地域の担い手の経営発展支援等、技術を核として、農業者の所得向上と地域農業の生産面・流通面等における革新に総合的に取り組みます。
また、担い手をはじめとした現場ニーズを掘り起こし、農業革新を実現する技術開発につなげるとともに、民間企業とも連携して開発された技術の迅速な社会実装に取り組みます。
- 普及指導員のヘッドクォーターとして、研究・行政・民間等との連携や先進的な農業者から高度な相談等に対応する農業革新支援専門員を普及指導員の中から専任して配置し、普及指導活動の高度化を進めています。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、オールジャパンでの戦略的で一貫性のあるプロモーションの企画・実行等による海外需要の創出、グローバル産地の形成、輸出環境の整備等を推進し、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）

＜事業の全体像＞

海外需要創出等支援対策事業

戦略的マーケティングの強化
及び輸出に取り組む事業者への総合サポート

- ・ 国・地域及び品目を絞り込み、売り込むべきメッセージを明確にした J F O O D O による戦略的・重点的プロモーションを支援
- ・ J E T R O による国内外の商談会の開催及び海外見本市への出展支援、セミナーの開催、専門家等による輸出に関する相談対応等の輸出総合サポートを実施

分野別・テーマ別等市場開拓支援対策

- ・ 輸出拡大が期待される具体的な分野・テーマについて、海外の市場を開拓する取組を支援
- ・ トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援

【海外需要創出等支援対策事業 52（34）億円】

グローバル産地の形成支援

- ・ 輸出に積極的に取り組もうとする産地・農業者等によるコミュニティの形成、産地形成に必要な計画の策定支援及び同計画に基づくソフト面・ハード面の各種支援事業における採択への優遇措置等により産地形成を支援
 - ・ これまでない輸出向け価格帯での販売を可能とするコメの低コスト生産の実証を支援
- 【グローバル産地づくり総合対策事業 2（－）億円】
【強い農業・担い手づくり総合支援交付金 275（－）億円の内数】
【スマート農業加速化実証プロジェクト 50（－）億円の内数】等

輸出環境整備推進事業

政府間交渉のための情報収集・分析等

- ・ 原発事故による諸外国・地域の輸入規制等に係る政府間交渉のために必要となる、科学的データの収集・分析等

輸出環境課題の解決に向けた支援

- ・ 日本の既存添加物等を米国等へ登録するために必要なデータ収集等、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者への支援

【輸出環境整備推進事業 6（6）億円】

輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備

輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策

- ・ 我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準の確立 等

畜産物輸出の前提となる家畜疾病対策

- ・ 畜産物の輸出促進に資するよう、家畜衛生対策を実施

輸出手続きの効率化・迅速化

- ・ 電子検疫証明書発行システムの構築 等

【輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備 13（10）億円】

輸出拡大に資する食産業の海外展開等の促進

- ・ 諸外国の制度・投資環境等の専門的調査、二国間政策対話等での官民連携による働きかけ・PRの実施、食産業インフラを浸透させるための取組支援 等
- 【海外農業・貿易投資環境調査分析事業 8（7）億円】

平成31年の輸出額1兆円目標の達成を目指す

＜対策のポイント＞
「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、JFOODOによる戦略的なマーケティングの強化、JETROによる輸出に取り組む事業者等に対する商談・マッチング支援、分野・テーマに応じた海外市場の開拓支援等を行い、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

＜政策目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）

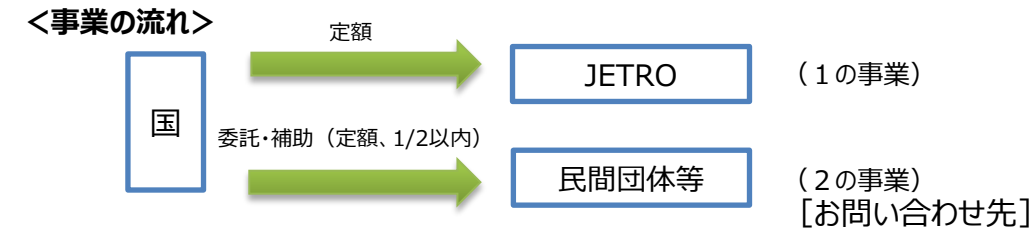
＜事業の内容＞

1. 戦略的輸出拡大サポート事業

- 海外における日本産農林水産物・食品の需要創出の取組を更に強化するため、国・地域及び品目を絞り込み、売り込むべきメッセージを明確にしたJFOODOによる重点的・戦略的プロモーションを支援します。
国内外の商談会の開催及び海外見本市への出展支援、セミナーの開催、専門家等による輸出に関する相談対応等、JETROによる輸出総合サポートを実施します。

2. 分野・テーマ別海外市場開拓対策

- ① 分野・テーマ別海外販路開拓支援事業
輸出拡大が期待される具体的な分野・テーマについて、海外の市場を開拓する取組を支援します。
- ② 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業
トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援します。



＜事業イメージ＞

JFOODOによるマーケティング		JETROによる事業者サポート	
水産物バス停広告	日本酒情報サイトの立ち上げ	海外見本市での商談	セミナー
青果物の販売促進活動	茶室体験イベント	包装米飯を用いた調理セミナー	
総理によるトップセールス	海外料理学校との連携	海外日本食材使用レストランとの連携	

(1、2 ①の事業) 食料産業局輸出促進課 (03-6744-7172)
(2 ②の事業) 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-0481)

＜対策のポイント＞
グローバル・ファーマーズ・プロジェクトを推進するため、輸出に積極的に取り組もうとする産地・農業者等によるコミュニティ形成、産地形成に必要な計画策定支援及び同計画に基づくソフト・ハード面の各種支援事業における採択への優遇措置、コメの輸出向け低コスト生産等によりグローバル産地形成を支援します。

＜政策目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）

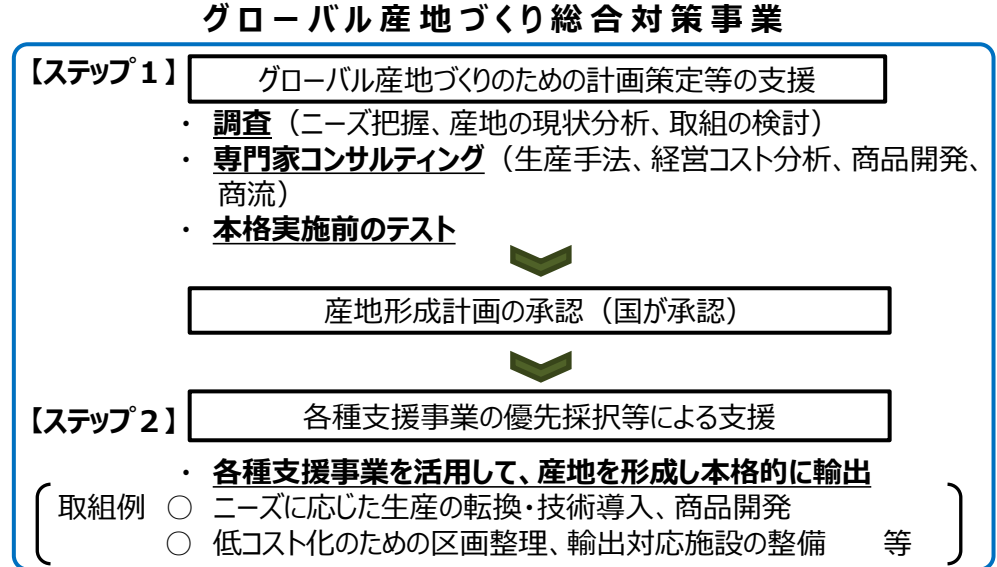
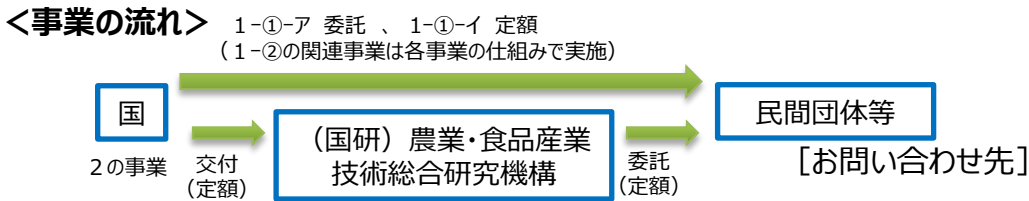
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. グローバル産地づくり総合対策事業
- ① グローバル産地づくり推進事業
- ア 輸出に積極的に取り組もうとする産地・農業者等が参画するコミュニティを形成するとともに、輸出に必要な情報を提供します。
- イ グローバル産地形成を具体的に進めるための詳細な調査、計画の策定など、輸出向け産地形成・拡大を本格的に進める準備の取組を支援します。
- ② 関連事業（優先採択等の優遇措置を実施）
- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 275億円の内数
 - ・ 持続的生産強化対策事業 224億円の内数
 - ・ 食料産業・6次産業化交付金 17億円の内数
 - ・ 植物品種等海外流出防止総合対策事業 4億円の内数
 - ・ 林業成長産業化総合対策 186億円の内数 等

2. 米の超低コスト生産の実証【スマート農業加速化実証プロジェクト】

○ これまでにない輸出向け価格帯での販売を可能とするコメの低コスト生産の一貫体系の実証を支援します。50億円の内数



（1の事業）食料産業局輸出促進課 (03-6744-7169)
（2の事業）農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-6744-7043)

＜対策のポイント＞

諸外国の輸入規制の撤廃・緩和等の輸出環境整備のため、**政府間交渉に必要な情報・データの収集等を実施**するとともに、**自ら輸出環境の整備に取り組む事業者を支援**します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 政府間交渉のための情報収集分析等

- 原発事故に伴って導入された諸外国における日本産農林水産物・食品の輸入規制等の緩和・撤廃を図るため、**政府間交渉に必要な情報・科学的データの収集・分析等**を行うとともに、日本の農林水産物・食品についての現地視察を行うために**外国政府の規制担当行政官を我が国に招へい**します。

2. 輸出環境課題の解決に向けた支援

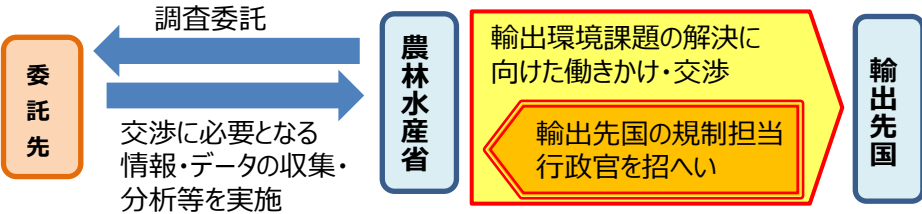
- 日本産食品に多く含まれる既存添加物や日本で利用可能な農薬等の使用が米国等で認められるよう、国際的に通用する認証や他国産との差別化が図られる規格・認証の取得等の**輸出環境の整備に自ら取り組む事業者によるデータ収集等を支援**します。

＜事業の流れ＞

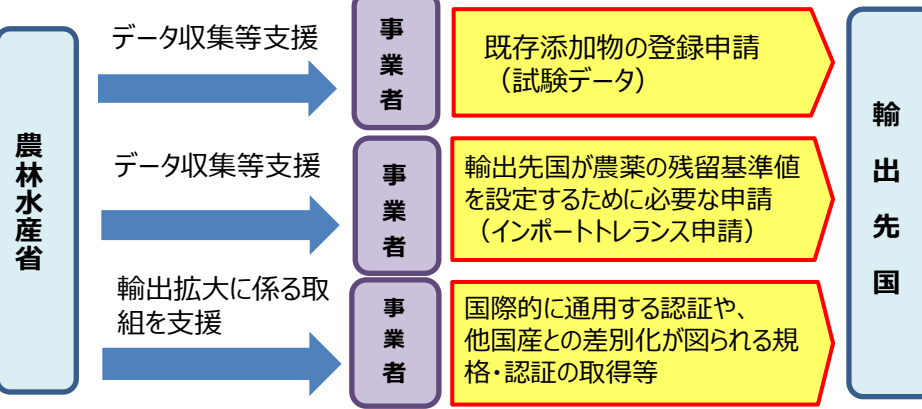


＜事業イメージ＞

1. 政府間交渉のための情報収集分析等



2. 輸出環境課題の解決に向けた支援



農林水産物・食品の輸出拡大

<対策のポイント>

国産農畜産物の輸出を促進するため、輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策や畜産物輸出の前提となる家畜疾病対策、輸出手続の効率化・迅速化に向けた取組みを促進します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）

<事業の内容>

1. 輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策

① 我が国の輸出に有利な新たな植物検疫措置を確立し、国際基準化の推進等を図ります。

② 輸出検疫協議の迅速化のために必要な病虫害の発生状況に関する全国的なサーバイデータの蓄積・分析を行います。

③ 輸出先国の規制に合致した農産物を生産するための産地への技術的なサポート等を実施します。

2. 畜産物輸出の前提となる家畜疾病対策

○ 畜産物の輸出促進に資するよう、家畜の伝染性疾患の清浄化に向けた、農場の飼養衛生管理指導、疾患の検査、野生動物の監視、検査の精度管理体制の整備等の取組を支援します。

3. 輸出手続の効率化・迅速化

① 電子検疫証明書発行システムを構築します。

② 輸出検査ニーズに対応する出張検査等の体制を強化します。

<事業の流れ>

国

委託

民間団体等

(1、2の一部)

定額、1/2以内

民間団体等

(2の一部)

<事業イメージ>

輸出までの流れと動植物検疫等の環境整備に向けた取組み

A

1. 輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策

産地が取り組みやすい複数の措置を組み合わせた検疫措置案の調査・実証等

フェン

効率的防除

+

選果

低温輸送

B

2. 畜産物輸出の前提となる家畜疾病対策

野生動物から家畜への疾患侵入防止のための監視

専門獣医師による飼養衛生管理指導の支援等

農場

×

C

1. 輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策

植物検疫条件や残留農薬基準に係る専門家による産地への技術的なサポート

産地・業者等

助言指導等

相談/フォローアップ

専門家

派遣/報告

サポート事務局

D

3. 輸出手続の効率化・迅速化

電子検疫証明書発行システムの構築

輸出検査ニーズ対応

花き市場における苗・切花の輸出検査

輸出

輸出条件協議

A B

輸出解禁

輸出産地形成

C

輸出手続

D

【お問い合わせ先】消費・安全局植物防疫課（03-3502-5976）

消費・安全局動物衛生課（03-3502-5994）

＜対策のポイント＞

我が国食産業の海外展開を更に推進し、農林水産物・食品の輸出拡大等に資するため、①官民協議会の運営と情報収集・専門的調査、②二国間政策対話等の開催、③海外進出に取り組む民間企業への支援を実施します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 官民協議会の運営と情報収集・専門的調査

- グローバル・フードバリューチェーン戦略推進のプラットフォームであるグローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会等を開催・運営するとともに、海外の農業・貿易投資環境に関する情報収集、相手国への効果的な政策提言に必要な専門的調査等を実施します。

2. 二国間政策対話等の開催

- 官民連携で相手国への働きかけ等を実施するため、二国間政策対話や官民フォーラム・セミナーの開催、官民ミッションの派遣等を実施します。

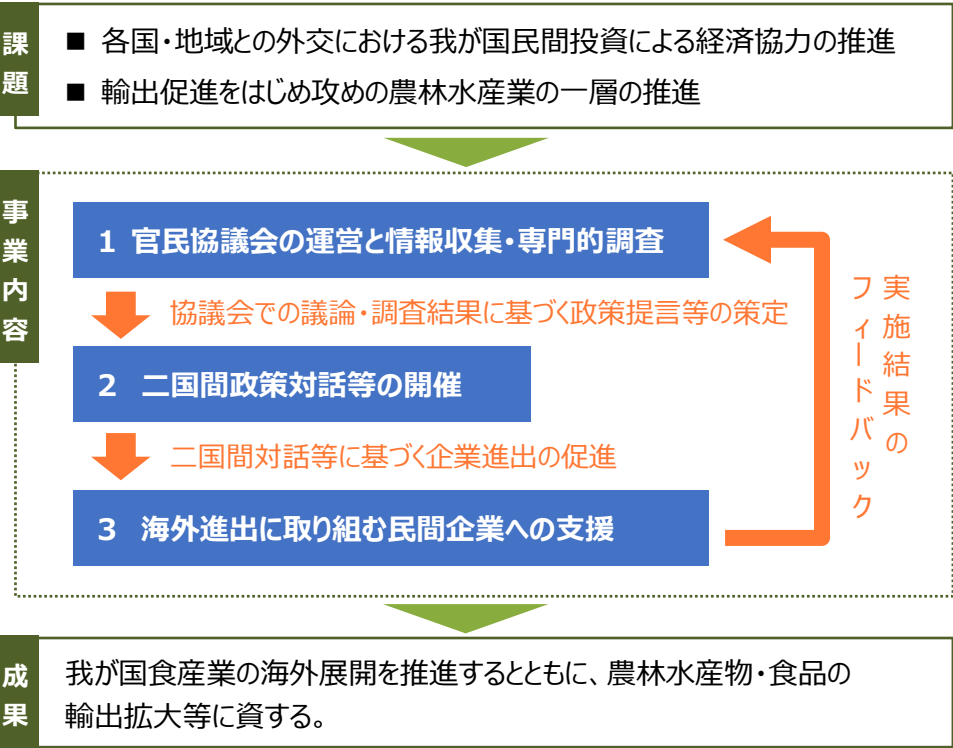
3. 海外進出に取り組む民間企業への支援

- 我が国食産業の海外展開を更に推進するため、海外進出に取り組む民間企業が行う事業化可能性調査、専門家の派遣・招へい、連携先の開拓等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-5913）
食料産業局企画課（03-3502-5742）

＜対策のポイント＞

地理的表示（G I）保護制度の活用・G I の海外との相互保護実現のため、G I の登録申請、展示会の開催を通じた制度の普及を支援するとともに、海外における模倣品の調査を踏まえ、海外における知的財産の保護・侵害対策を支援します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円[平成29年] → 1兆円 [平成31年まで]）

＜事業の内容＞

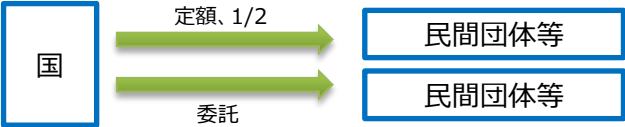
1. 地理的表示保護制度活用促進事業

- 国内外におけるG I 登録申請、展示会の開催、海外での侵害対策等を支援します。
 - ① G I 保護制度の推進
G I の申請を支援する窓口（G I サポートデスク）を設置します。
 - ② 知的財産・地域ブランドビジネス化支援
G I 製品の紹介やG I 保護制度の認知度向上のための展示会の開催を支援します。
 - ③ 海外でのG I 保護・侵害対策
海外でのG I 申請・登録やG I 名称の不正使用への対応を支援します。

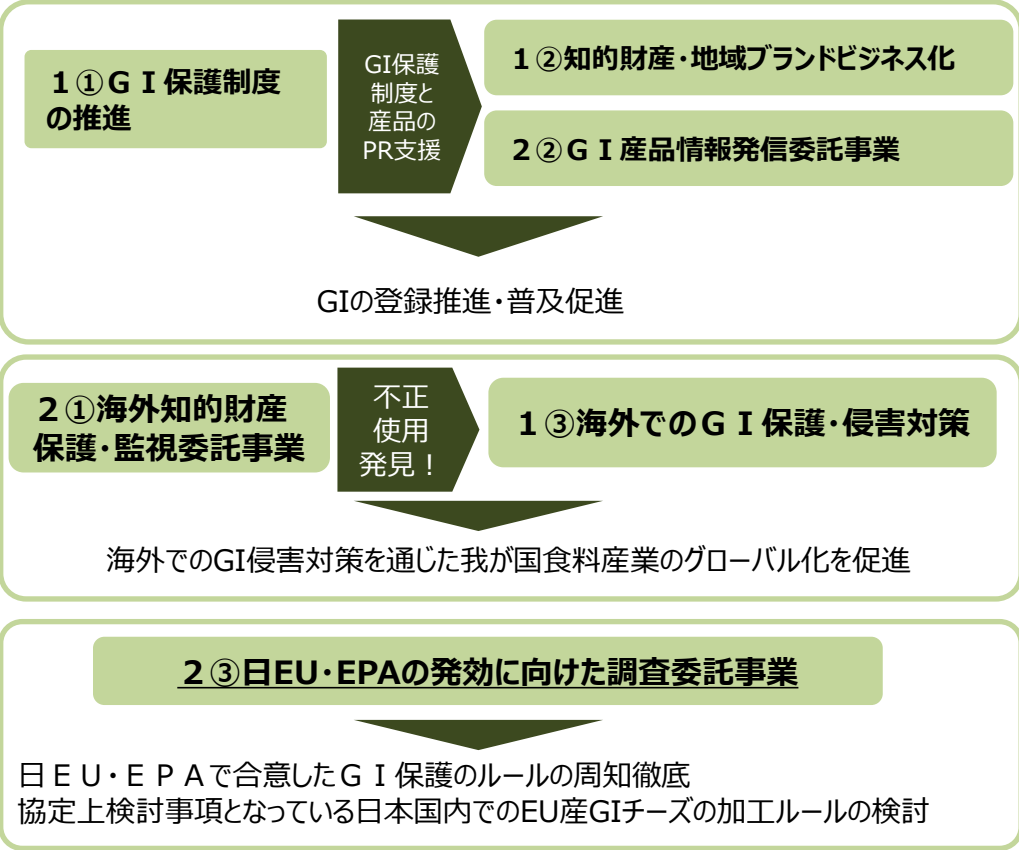
2. 地理的表示保護制度活用総合推進委託事業

- 海外でのG I 使用の監視・情報発信、日EU・EPAの発効に向けた調査を行います。
 - ① 海外知的財産保護・監視委託事業
海外での我が国G I 製品の模倣品やG I 製品の名称を監視します。
 - ② G I 製品情報発信委託事業
国内外の事業者及び消費者に向けて、G I 製品の魅力を複数言語で発信します。
 - ③ 日EU・EPAの発効に向けた調査委託事業
日EU・EPAで合意したG I 保護のルール周知徹底等を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞
海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、**品種登録出願（育成者権取得）や侵害対応等に係る経費を支援**するとともに、品種保護に必要な技術的課題の解決や、**東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進**するための協力活動等を推進します。

＜政策目標＞
○農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）
○農産物の輸出力強化につながる品種の海外への品種登録件数の増加（100件〔平成34年度まで〕）

＜事業の内容＞

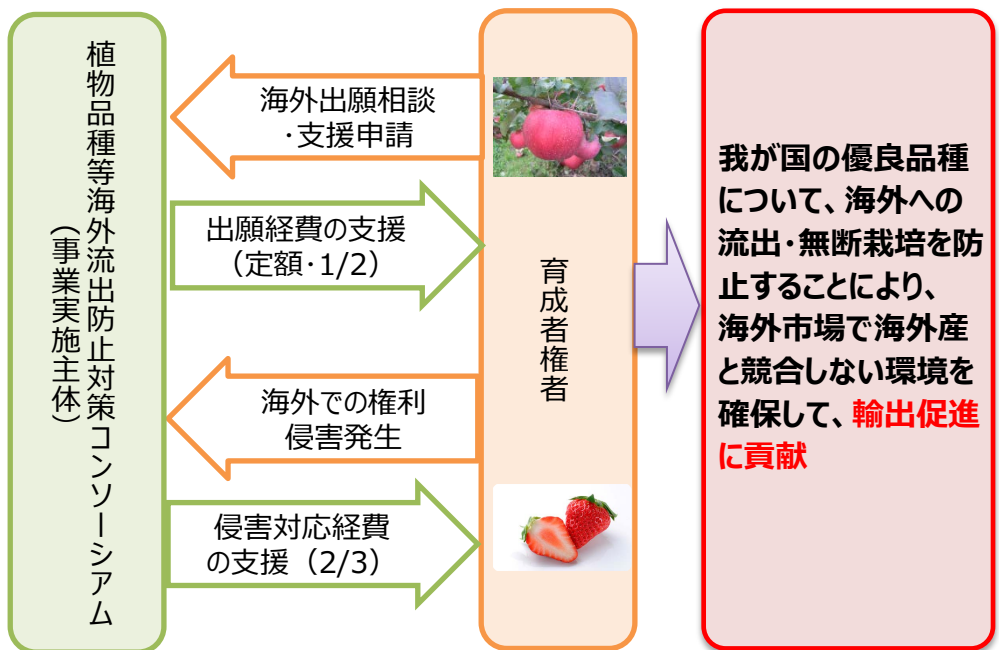
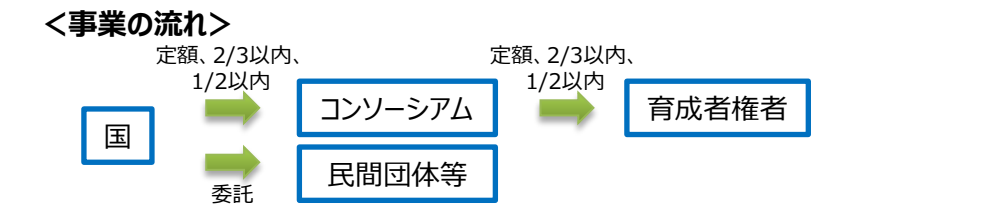
＜事業イメージ＞

1. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（補助）

- ① 海外出願経費の支援
 - 海外で品種登録を行うことが、我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、海外への品種登録出願に係る経費を支援します。
- ② 海外出願支援体制の整備
 - ア 海外での品種登録に関する相談窓口の設置
 - イ 主な出願先国への海外出願マニュアルの作成
 - ウ 我が国優良品種の海外流出・侵害実態調査
 - エ 海外での育成者権侵害対応に係る経費の支援

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託）

- 植物品種保護制度の運用改善や、東アジアにおける品種保護制度の整備、海外における植物品種保護等のための優先度の高い技術課題の機動的な解決等、育成者権の保護環境整備に資する取組を実施します。



＜対策のポイント＞

「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、J A Sの制定や国際化、日本発の食品安全管理規格の策定等により規格・認証を戦略的に活用し、日本の農林水産物・食品の輸出を促進します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 新たな種類のJ A S規格調査委託事業 90（41）百万円

- 我が国の産品・事業者の強みをアピールできるJ A Sの制定・活用と国際化に向け、国際的な規格・認証の動向調査、J A S素案の作成、国際的に通用する専門家の育成、国際規格化を推進します。

2. 日本発食品安全管理規格策定推進事業 100（91）百万円

- 日本の企業が活用しやすい日本発の食品安全管理規格やガイドライン等の充実、国際承認の取得、普及等を推進します。

＜事業イメージ＞

新たな種類のJ A S規格
調査委託事業

- 国際的な規格・認証の動向調査・分析
- J A S素案の作成、国際規格化に向けた海外との折衝・調整
- 国際的に通用する専門家養成研修の開催

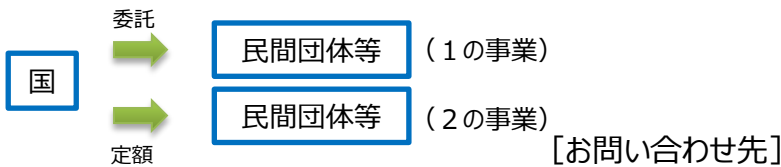
等

日本発食品安全管理規格
策定推進事業

- 日本発の食品安全管理規格やガイドライン等の策定及び改訂
- 日本発の食品安全管理規格の国際化の推進
- 日本発の食品安全管理規格の活用拡大のための環境整備

等

＜事業の流れ＞



規格・認証を戦略的に活用し、日本の農林水産物・食品の輸出を拡大

〔お問い合わせ先〕（1の事業）食料産業局食品製造課基準認証室（03-6744-2098）
（2の事業）食料産業局食品製造課食品企業行動室（03-6738-6166）

＜対策のポイント＞

6次産業化に係る市場規模の拡大に向けて、農林漁業者等の加工・直売の取組、地域での食育の推進、持続可能な循環資源活用の推進、研究開発・成果利用の促進のため、地域内に雇用を生み出す取組や施設整備を支援します。

＜政策目標＞

- 6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円〔平成28年度〕→ 10兆円〔平成32年度まで〕）
- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- バイオマス産業都市における新産業を400億円規模まで拡大〔平成37年まで〕

＜事業の内容＞

1.加工・直売の取組への支援

○農林漁業者等が取り組む新商品開発や販路開拓等の取組及び加工・販売施設等の整備を支援します。

2.地域での食育の推進

○地域食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験、食育推進リーダーの育成、共食の機会の提供、食品ロスの削減の取組等の食育活動を支援します。

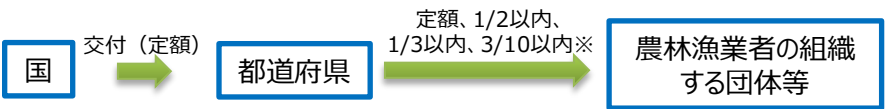
3.持続可能な循環資源活用の推進

○バイオマス産業都市におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等及び施設整備、営農型太陽光発電の高収益農業の実証試験等の取組、メタン発酵消化液等の肥料利用促進のための取組、フードバンク活動推進のための取組を支援します。

4.研究開発・成果利用の促進

○新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

＜事業の流れ＞

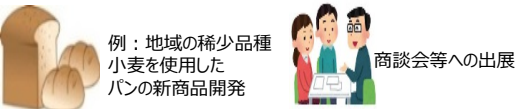


※事業ごとに交付率は異なります。

＜事業イメージ＞

1. 加工・直売の取組への支援

＜新商品開発、販路開拓等の取組支援＞



＜加工・販売施設等の整備の支援＞



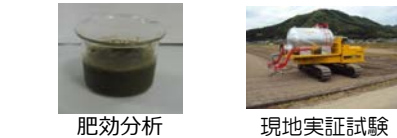
2. 地域での食育の推進

＜地域の関係者が連携して取り組む食育活動を推進＞



3. 持続可能な循環資源活用の推進

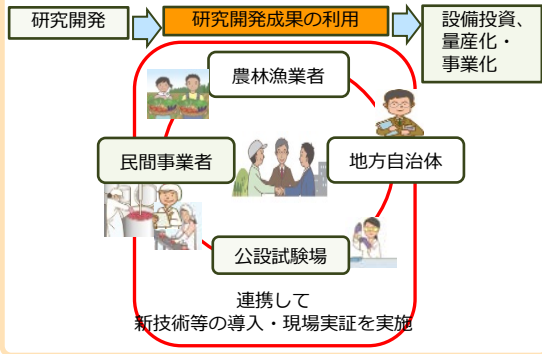
＜メタン発酵消化液等の肥料利用の促進＞



＜フードバンク活動の推進＞



4. 研究開発・成果利用の促進



＜対策のポイント＞

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを積極的に活用するとともに、多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援します。

＜政策目標＞

6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円〔平成28年度〕→10兆円〔平成32年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 食料産業・6次産業化交付金（再掲） 1,745（1,678）百万円の内数

○ 農林漁業者等が取り組む新商品開発や販路開拓等の取組及び加工・販売施設等の整備を支援します。

2. 6次産業化サポート事業 753（753）百万円

① 関係機関との連携を確保したサポート機関事業
都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備を支援します。

② 広域で6次産業化に取り組む事業者向けの支援
6次産業化等に取り組む農林漁業者等の取組の広域化や高度・専門的な課題に対応するため、6次産業化中央サポートセンターの設置を支援します。

③ 外食・中食等における国産食材活用促進
外食・中食関連事業者が実施する農林漁業者と外食・中食事業者のマッチングやジビエ肉の商談会、情報共有体制構築の取組を支援します。

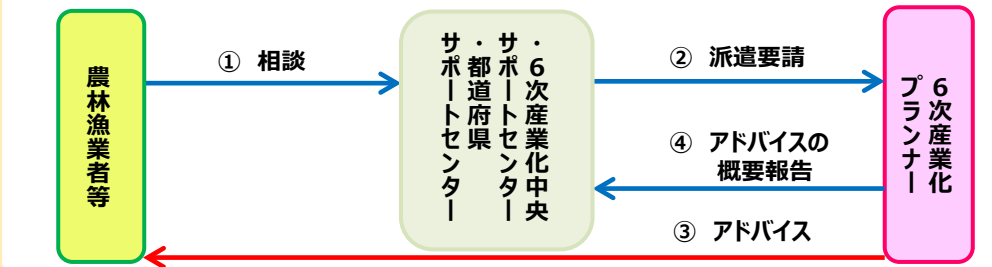
④ 6次産業化普及啓発委託事業
6次産業化の取組を全国的に展開していくために、6次産業化の優良事例の収集・表彰、情報誌・インターネット等による情報発信、消費者と農林漁業者の交流機会の創出等を通じた普及啓発を行います。

＜事業の流れ＞

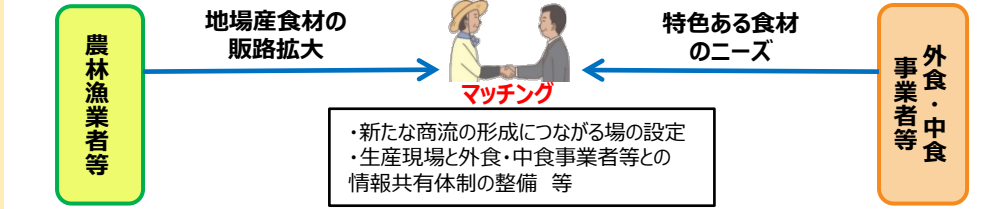


＜事業イメージ＞

2①、② 6次産業化に取り組む農林漁業者等への支援体制の整備支援



2③ 外食・中食等における国産食材活用促進



2④ 6次産業化普及啓発委託事業



【お問い合わせ先】（2①、②、④の事業）食料産業局産業連携課（03-6738-6473）
（2③の事業）食料産業局食文化・市場開拓課（03-6744-7177）